

令和5年3月
沖縄労働局

沖縄労働局第14次労働災害防止計画

はじめに

沖縄労働局においては、安全衛生に関する最優先課題として、①死亡災害の撲滅、②死傷災害の減少、③健康診断の有所見率の改善を掲げて取り組んできたが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は増減を繰り返し、休業4日以上の死傷者数は増加傾向にあり、職場の健康診断の有所見率は全国ワーストであり、これらを改善するためには、さらに計画的・効果的な対策に取り組む必要がある。

そこで、「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月・厚生労働省策定）に取り組むほか、上記最優先課題の達成に向けて、今後5年間の重点事項並びに目標及び取組事項を定めた「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」を策定する。

1 計画期間

2023年度から2027年度まで

2 計画の重点事項

- (1) 建設業及び製造業の労働災害防止対策の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 働き盛り世代の健康づくり対策の推進

3 計画の目標

(1) 労働災害の減少目標

ア 死亡災害

2023～2027年の5年計を2018～2022年の5年計と比較して5%以上減少させる。

イ 死傷災害

2022年までの増加傾向に歯止めをかけ、2027年までに減少に転じさせる。

(2) 重点事項ごとの目標と取組

アウトプット指標	アウトカム指標	重点事項ごとの取組
<p>ア 建設業及び製造業の労働災害防止対策の推進</p> <p>(ア) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。</p> <p>(イ) 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。</p>	<p>(ア) 建設業の死亡者数を2023～2027年の5年計を2018～2022年の5年計と比較して15%以上減少させる。</p> <p>(イ) 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。</p>	<p>(ア) 建設業の店社及び中小規模の建設工事現場を中心に墜落・転落災害の防止対策を指導する。</p> <p>(イ) 沖縄県建設業Safe-Work運動(主唱：沖縄労働局・沖縄総合事務局・沖縄県土木建築部・建設業労働災害防止協会沖縄県支部)を推進する。</p> <p>(ウ) 中小規模の製造業を中心に機械のリスク低減対策を指導する。</p>
<p>イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <p>(ア) 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の</p>	<p>(ア) 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p>	<p>(ア) 卸売業・小売業及び医療・福祉を中心に転倒防止・腰痛予防対策を指導する。</p> <p>(イ) 沖縄県小売業SAFE協議会及び沖</p>

<p>割合を 2027 年までに 50%以上とする。</p> <p>(イ) 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。</p> <p>(ウ) 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。</p>	<p>(イ) 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。</p> <p>(ウ) 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。</p>	<p>縄県介護施設 SAFE 協議会による転倒防止・腰痛予防対策の好事例を周知する。</p>
<p>ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <p>「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</p>	<p>増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p>	<p>「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を周知し、その取組を指導する。</p>
<p>エ 働き盛り世代の健康づくり対策の推進</p> <p>(ア) 「うちなー健康経営宣言」登録事業場数を 2027 年までに 5,000 件以上とする。</p>	<p>職場の定期健康診断の有所見率の全国平均との差を 2022 年と比較して 2027 年までにその拡大に歯止めをかける。</p>	<p>(ア) 労働衛生管理体制の確立（産業医・衛生管理者・衛生推進者の選任等）を指導する。</p> <p>(イ) 健康診断及び事後措置の実施を指導する。</p>

<p>(イ) 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。</p>		<p>(ウ) 5者協定健康会議（構成：沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国保険協会沖縄支部）による「うちなー健康経営宣言」事業を周知し、各種サポートの利用を勧奨する。特に有所見率の高い業界と連携した取組を実施する。</p> <p>(エ) 沖縄産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる産業保健支援事業の利用を勧奨する。</p>
--	--	---